

川崎市後期高齢者医療保険料特別徴収に関する要綱

平成21年 3月31日

20川健陰第2981号

健康福祉局長専決

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）第110条において準用する介護保険法第134条から第141条の2に規定する特別徴収について、法令又は条例等で定める基準のほか、必要な事項を定めるとともに、市が行う後期高齢者医療事務について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、この要綱において定めるもののほか、高齢者医療確保法において準用する介護保険法（平成9年法律第123号。以下「準用介護保険法」という。）の例による。

(特別徴収開始のお知らせ)

第3条 区長は、準用介護保険法第140条第1項の規定により、高齢者医療確保法施行規則第110条に規定する支払回数割保険料額に相当する額を特別徴収の方法により徴収するときは、特別徴収開始のお知らせにより通知するものとする。

(支払回数割保険料額の算定方法)

第4条 準用介護保険法第135条第3項の規定に基づき、特別徴収する支払回数割保険料額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額とする。

(支払回数割保険料額の見込額)

第5条 準用介護保険法第134条第4項、第5項及び第6項の規定により通

知が行われた場合において、同法第135条第3項の規定により特別徴収を行うときは、次の各号に定める基準により算定した額とする。

- (1) 準用介護保険法第134条第4項の規定により通知が行われた場合において、高齢者医療確保法施行令第23条第3号の規定により口座振替の方法により保険料を納付する旨を申し出た被保険者に対する準用介護保険法第135条第3項の規定により特別徴収を行うときは、当該年度の保険料を12で除して得た額に2を乗じて得た額とする。
- (2) 準用介護保険法第134条第5項の規定により通知が行われた場合において同法第135条第3項の規定により特別徴収を行うときは、当該年度の保険料を10で除して得た額に4を乗じて得た額とする。
- (3) 準用介護保険法第134条第6項の規定により通知が行われた場合において同法第135条第3項の規定により特別徴収を行うときは、当該年度の保険料を8で除して得た額に2を乗じて得た額とする。

(特別徴収額)

第5条の2 準用介護保険法第134条第1項、第2項及び第3項の規定により通知が行われた場合において、同法第135条第1項又は第2項の規定により特別徴収を行うときは、次の各号に定める基準により算定した額とする。

- (1) 準用介護保険法第134条第1項の規定により通知が行われた場合において、同法第135条第1項の規定により特別徴収を行うとき（準用介護保険法第135条第3項並びに第140条第1項及び第2項の規定により当該年の4月1日から9月30日までの間に特別徴収の方法によって徴収している場合を除く。）は、当該年度の月割減額前の保険料を12で除して得た額に6を乗じて得た額とする。
- (2) 準用介護保険法第134条第2項の規定により通知が行われた場合に

において、同法第135条第2項の規定により特別徴収を行うときは、当該年度の月割減額前の保険料を12で除して得た額に4を乗じて得た額とする。

(3) 準用介護保険法第134条第3項の規定により通知が行われた場合において、同法第135条第2項の規定により特別徴収を行うときは、当該年度の月割減額前の保険料を12で除して得た額に2を乗じて得た額とする。

(市町村決定額)

第6条 準用介護保険法第140条第1項の規定により当該年度の初日からその日の属する年の5月31日までの間に支払回数割保険料額に相当する額を特別徴収の方法によって徴収する場合は、前年度の年間保険料から当該年度の初日からその日の属する年の5月31日までの間に支払回数割保険料額に相当する額を控除して得た額を5で除して得た額を当該年の6月1日から9月30日までの間に特別徴収の方法により徴収する支払回数保険料額とすることができる。

2 準用介護保険法第140条第2項に規定する被保険者について、同法第140条第2項に規定する年の8月1日から9月30日までの間に支払回数割保険料額に相当する額を特別徴収の方法によって徴収する場合は、前年度の年間保険料から当該年度の初日からその日の属する年の7月31日までの間に支払回数割保険料額に相当する額を控除して得た額を4で除して得た額を当該年の8月1日から9月30日までの間に特別徴収の方法により徴収する支払回数保険料額とすることができる。

3 前2項の支払回数割保険料額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

4 区長は、第1項及び第2項の規定により特別徴収する額を変更する場合には、後期高齢者医療保険料納入通知書により特別徴収する額を被保険者又は連帯納付義務者（以下「納付義務者」という。）に通知するものとする。

(支払回数割保険料額の変更の申出)

第7条 納付義務者は、支払回数割保険料額の変更の申出をするときは、支払回数割保険料額変更申出書を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の支払回数割保険料額変更申出書を受理した場合は、高齢者医療確保法第106条に規定する賦課期日の前年度の所得より算定した保険料見込額より算定した額を翌々月以降に特別徴収する支払回数割保険料額とすることができる。

(納付方法の変更の申出)

第8条 納付義務者は、高齢者医療確保法施行令(平成19年政令第318号)第23条第3号の規定による納付方法の変更を行う場合は、長寿(後期高齢者)医療保険料納付方法変更申出書を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の長寿(後期高齢者)医療保険料納付方法変更申出書を受理した場合は、翌々月以降の保険料の納付方法を口座振替に変更することができる。

(納付方法変更の申出に係る通知)

第9条 区長は、前条の規定による申出を受けた納付義務者について、納付方法の変更をすることが適当であると認められる場合は、納付義務者へ長寿(後期高齢者医療)保険料納付方法変更決定通知書を通知するものとする。ただし、別の方法により納付義務者に対し決定の通知をした場合はこの限りではない。

2 区長は、前条の規定により申出を受けた納付義務者について、納付方法の変更をすることが適当でないと認める場合は納付義務者へ長寿(後期高齢者)医療保険料納付方法変更申請却下通知書を通知するものとし、納付方法の変更後に保険料の徴収に支障があると認める場合は納付義務者へ長寿(後期高齢者)医療保険料納付方法変更通知書を通知するものとする。ただし、別

の方法により納付義務者に対し納付方法の変更に係る決定の通知をした場合はこの限りではない。

(納付方法変更の申出の撤回)

第10条 納付義務者は、高齢者医療確保法施行令第23条第3号の規定による納付方法の変更の撤回を行う場合は、長寿（後期高齢者）医療保険料納付方法変更申出書を区長に提出しなければならない。

(納付方法変更の申出の撤回に係る通知)

第10条の2 区長は、前条の規定による申出を受けた納付義務者について、当該納付義務者に対し、長寿（後期高齢者医療）保険料納付方法変更取消通知書を通知するものとする。ただし、別の方法により納付義務者に対し取消の通知をした場合はこの限りではない。

(様式)

第11条 この要綱の規定に基づき、市が行う後期高齢者医療事務に用いる書類の様式は、別表に定めるところによる。

(その他)

第12条 この要綱に定めのない事項は、健康福祉局長が別に定めるものとする。

附 則（平成21年3月31日要綱第2981号）

(施行日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る平成21年度の支払回数割保険料額の特例)

2 平成20年度における被扶養者であった被保険者（法第99条第2項に規定する被扶養者であった被保険者をいう。）に係る特別徴収の方法によって徴収する支払回数割保険料額の見込額についての第5条第1項の規定の適用

については、同項中「10」とあるのは「5」と、同条第2項の規定の適用については、同項中「8」とあるのは「4」とする。

(平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る平成21年度の市町村決定額の特例)

- 3 平成20年度における被扶養者であった被保険者（法第99条第2項に規定する被扶養者であった被保険者をいう。）に係る特別徴収の方法によって徴収する市町村決定額について、準用介護保険法第134条第2項、第3項及び第4項の規定により通知が行われた場合で準用介護保険法第135条第3項の規定により特別徴収を行った者については第6条第1項の規定を適用し、同項中「前年度の年間保険料」とあるのは「前年度の年間保険料に2を乗じて得た額」とする。

附 則（21川健長医第412号・健康福祉局長専決）

- 1 この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（21川健長医第679号・健康福祉局長専決）

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（22川健長医第94号・健康福祉局長専決）

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別表（第 11 条関係）

様式番号	名称	根拠条項
1	特別徴収開始のお知らせ	第 3 条
2	支払回数割保険料額変更申出書	第 7 条第 1 項
3	長寿（後期高齢者）医療保険料納付方法変更申出書	第 8 条第 1 項
4	長寿（後期高齢者）医療保険料納付方法変更申出書	第 10 条
5	長寿（後期高齢者医療）保険料納付方法変更決定通知書	第 9 条第 1 項
6	長寿（後期高齢者医療）保険料納付方法変更却下通知書	第 9 条第 2 項
7	長寿（後期高齢者医療）保険料納付方法変更取消通知書	第 10 条の 2 第 1 項
8	長寿（後期高齢者医療）保険料納付方法変更通知書	第 9 条第 2 項

区長

年度特別徴収開始のお知らせ

年度後期高齢者医療保険料として、次の年金から引続き特別徴収の方法により納めていただくこととなりますので、お知らせします。

被保険者氏名		被保険者番号	
--------	--	--------	--

保険料の納付方法		納付額	
特別徴収義務者		納 期	保 険 料 額
基礎年金番号			
年 金 種 別			
開 始 年 月			

様式第 2 号

支払回数割保険料額変更申出書

1 被保険者（後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方）

被保険者番号		氏名	
住 所			
電話番号			

2 申請者（申請者の方が被保険者と異なる場合のみ御記入ください。）

氏 名		被保険者との関係	
住 所			
電話番号			

【処理欄】 ※次の枠内は記入しないでください。

納付月	変更前支払回数割保険料額	変更後支払回数割保険料額	判定割合
4 月			
6 月			
8 月			
<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認 （理由 ）			受付印

様式第3号

長寿（後期高齢者）医療保険料納付方法変更申出書

（あて先）

私（申出者）は、長寿（後期高齢者）医療保険料を口座振替により納付することを希望し、その旨、関係書類を添えて申し出いたします。

なお、未納が生じた場合は特別徴収に戻されることに同意いたします。

【申出者記入欄】 ※太枠内のみ御記入ください。

被保険者 氏名		被保険者証 番号	
住所			
電話番号			
口座名義人		申出者との 続柄	

【処理欄】 ※次の枠内は記入しないでください。

資格取得年月日	保険料の納付方法	受付印
年 月 日	納期数 月間 納付済月数 月間	
登録口座 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認	
<input type="checkbox"/> 新規口座 <input type="checkbox"/> 依頼者控	(理由)	
特別な事情（滞納について考慮すべき事由があれば記載） <input type="checkbox"/> 減免 <input type="checkbox"/> 資格証発行基準に該当 <input type="checkbox"/> その他 ()		

様式第4号

長寿（後期高齢者）医療保険料納付方法変更申出書

（あて先）

私（申出者）は、長寿（後期高齢者）医療保険料を特別徴収（年金からの差し引き）から口座振替により保険料を納付する旨を申し出たことを撤回します。

【申出者記入欄】 ※太枠内のみ御記入ください。

被保険者 氏名		被保険者証 番号	
住所			

受付印

川崎市 区長

長寿（後期高齢者）医療保険料納付方法変更申請認定通知書

長寿医療保険料納付方法変更申請につきましては、次のとおり認定しましたので通知します。

被保険者番号	
被保険者氏名	
申請年月日	
決定年月日	
理 由	

※ 特別徴収（年金からの差引き）により保険料を納めていた方には、この通知書とは別に後期高齢者医療保険料納入通知書により保険料の納付方法及び納付額の変更をお知らせします。

特別徴収から普通徴収（口座振替）への変更は、特別徴収により保険料を納付していただいた翌月からとなります。

不服申立て及び取消訴訟

この決定に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、神奈川県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴え（以下「取消訴訟」といいます。）は、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、取消訴訟は、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも取消訴訟を提起することができます。

川崎市 区長

長寿（後期高齢者）医療保険料納付方法変更申請却下通知書

長寿医療保険料納付方法変更申請につきましては、次のとおり却下しましたので通知します。

被保険者番号	
被保険者氏名	
申請年月日	
決定年月日	
理 由	

※ 特別徴収（年金からの差引き）により保険料を納めていた方には、この通知書とは別に後期高齢者医療保険料納入通知書により保険料の納付方法及び納付額の変更をお知らせします。

特別徴収から普通徴収（口座振替）への変更は、特別徴収により保険料を納付していただいた翌月からとなります。

不服申立て及び取消訴訟

この決定に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、神奈川県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴え（以下「取消訴訟」といいます。）は、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、取消訴訟は、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも取消訴訟を提起することができます。

川崎市 区長

長寿（後期高齢者）医療保険料納付方法変更申請取消通知書

長寿医療保険料納付方法変更申請につきましては、次のとおり取消しましたので通知します。

被保険者番号	
被保険者氏名	
申請年月日	
決定年月日	
理 由	

※ 特別徴収（年金からの差引き）により保険料を納めていた方には、この通知書とは別に後期高齢者医療保険料納入通知書により保険料の納付方法及び納付額の変更をお知らせします。

特別徴収から普通徴収（口座振替）への変更は、特別徴収により保険料を納付していただいた翌月からとなります。

不服申立て及び取消訴訟

この決定に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、神奈川県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴え（以下「取消訴訟」といいます。）は、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、取消訴訟は、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも取消訴訟を提起することができます。

川崎市 区長

長寿（後期高齢者）医療保険料納付方法変更通知書

長寿医療保険料納付方法につきましては、次のとおり口座振替を取消し、特別徴収（年金からの差引き）としましたので通知します。

被保険者番号	
被保険者氏名	
決定年月日	
理 由	

不服申立て及び取消訴訟

この決定に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、神奈川県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴え（以下「取消訴訟」といいます。）は、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、取消訴訟は、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも取消訴訟を提起することができます。